

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題（概要）

配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題(概要)

I 保護命令関係

1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為も加えること

- ・ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 222 条に規定される脅迫のうち、生命又は身体に対し害を加える旨を告知して人を脅迫する行為については、保護命令の対象である暴力に含めること

2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えること

- ・ 保護命令の趣旨に、「被害者の生活の安全と平穏に資すること」を加え、電話、ファックス、手紙、メール等による接触を禁止すること

3 保護命令の対象を親族及び支援者等に拡大すること

- ・ 接近禁止命令により保護する対象に被害者の親族及び支援者等を加えること

4 保護命令を発したときは、裁判所は配偶者暴力相談支援センターに通知するものとする

- ・ 保護命令の申立書に記載されている支援センターに対して、裁判所から保護命令の発令に係る通知がなされるようにすること

5 保護命令の迅速な発令

- ・ 緊急の事情が認められる場合に、保護命令が迅速に発令されるようにすること

II 被害者の保護・自立支援関係

1 自立支援の充実等

- ・ 地方公共団体における被害者の保護・自立支援に関する好事例の地方公共団体に対する積極的な情報提供
- ・ 各地方公共団体における取組を一層推進させていく方向での「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し
- ・ 被害者一人ひとりのニーズに配慮し総合的に一貫した継続的な支援
- ・ 民間の団体とのさらなる連携・協力

(生活費の確保)

- ・ 離婚前であっても母子寡婦福祉資金の貸付制度が利用可能であることについての周知

(就業の促進)

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク等の関係機関の連携の下での一人一人に応じたきめ細かな就労支援
- ・ 被害者が安心して就職やアパート等を賃借できるような身元保証人を確保するしくみの創設

(住宅の確保)

- ・ 公営住宅の優先入居や目的外使用の制度の一層の活用
(住民基本台帳の閲覧等)
- ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出や住民票の写し等の交付の請求に対する拒否等の措置、外国人登録原票の適切な取扱いの徹底
(男性の被害者に対する対応)
- ・ 男性の被害者が支援を受けやすい環境の整備
(医療関係者による通報)
- ・ 医師その他の医療関係者に対する配偶者からの暴力の特性、被害者の置かれた立場、配偶者暴力防止法の趣旨や内容等についてのさらなる周知徹底
(保育所の入所)
- ・ 母子家庭等の児童についての優先的な入所等への配慮
- ・ 求職中であっても保育所への申込みは可能であることについての周知

2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化

- ・ 被害者に対する総合的な一貫した自立支援のための支援センターについてのコーディネート機能やワンストップ機能の強化
- ・ 関係機関の連携の強化・活性化や関係機関の協議会等の設置の促進
- ・ 関連する手続の一元化や統一化
- ・ 児童虐待や犯罪被害者等に関する関係機関等とのネットワークの効率化及び活性化

3 広域的な連携

- ・ 他の都道府県の施設の利用や生活保護を適用する場合の実施責任及び費用負担の取扱いについて、被害者の立場に立って広域的な連携が円滑に進められるよう、国から地方公共団体に働きかけること
- ・ 都道府県の広域連携を図るための取り決め等、広域的な連携の強化・拡大

4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護・支援

- ・ 職務関係者に対する研修の実施や手引の配布等を通じた、外国人、障害者、高齢者である被害者に対する対応における留意事項の周知徹底
- ・ 支援情報の提供、相談窓口の対応、施設整備等の面における外国人、障害者、高齢者である被害者のニーズに応じた施策の充実

5 子どもに対する支援体制の充実

- ・ 婦人相談所において一時保護等の際に同伴児童について虐待に関するアセスメントを実施すること
- ・ 地域の実情に応じた児童に対する適切な支援体制の構築
- ・ 教育関係者に対する、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の置かれた立場、配偶者暴力防止法の趣旨や内容等についての周知徹底
- ・ 子どもが成人するに至ってからの長期的な影響も含めて、配偶者からの暴力により子どもがどのような影響を受けるのかについての総合的、継続的な調

査検討及びその支援策への反映

6 被害者の安全の確保

- ・ 被害者の安全の確保のための保護命令が発令された場合の支援センター、警察等関係機関及び民間シェルターの実質的な連携・協力体制の構築
- ・ 保護命令が出されているにもかかわらず、探偵業者等を利用して被害者の居場所を突き止めようとする加害者の行為を防止するための方策の検討

III 配偶者暴力相談支援センター関係

1 婦人相談所の体制等の充実

- ・ 相談員、判定員、医師等の専門スタッフの適正な配置
- ・ 一時保護に当たっての被害者等の安全確保、関係機関との連携及び支援する職員等の体制強化

2 市町村における支援センターの設置に対する支援

- ・ 研修の実施、専門家の派遣、情報提供等による、市町村における被害者相談業務の充実等についての支援
- ・ 市町村における支援センターの設置に対する支援のあり方についての検討

IV 民間の団体に対する援助・連携関係

1 民間の団体に対する財政的援助等の支援(民間の資金の活用を促進するためのしくみの構築を含む)

- ・ 民間の団体が被害者に対する自立支援等においてその力を十分発揮できるような必要な援助
- ・ 被害者を支援する民間の団体に対する寄付の促進等、民間の資金の活用を促進するためのしくみの構築についての検討
- ・ 民間の団体のスタッフの養成への援助や民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣等の充実

2 民間の団体との連携

- ・ 民間の団体と支援センターの情報共有及び緊密な関係の構築の促進
- ・ 地方公共団体と民間との連携の好事例の収集・普及を含め、地方公共団体と民間との連携のあり方についての調査検討

V 加害者に対する対策関係

1 加害者更生

- ・ 加害者更生についての検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえた、受刑者や保護観察に付された者を含めた配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた政府全体としての調査検討

2 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進

- ・ 配偶者の暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、加害者に認識させるという観点からの効果的な意識啓発

3 面接交渉の制限等

- ・ 関係機関の職員を対象とした研修における配偶者からの暴力に関する問題についての理解の徹底
- ・ 面接交渉に関する被害者、児童に対する安全への配慮
- ・ 支援センターにおける心理的サポートのあり方等についての検討

VI その他

1 研修の充実及び人材の養成

- ・ 関係機関における職務関係者に対する研修内容の充実・研修機会の拡大
- ・ 相談の手引の定期的な見直しによる内容の充実、行政一般の窓口向けの簡易な手引の作成等
- ・ 被害者の多様なニーズにきめ細かに対応できる人材の養成
- ・ 被害者の支援に直接携わる相談員等の心身のケアや勤務体制における配慮等の支援

2 広報啓発の充実

- ・ 広報啓発の対象や方法・広報媒体の戦略的な選定、きめ細かな広報内容の設定及び事後の効果測定、評価の実施

3 予防啓発

- ・ 教育の現場や企業等との連携の下での、効果的な予防啓発の実施についての検討

4 恋人等からの暴力

- ・ 配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、どのように保護していくかについてのさらなる議論
- ・ 若者の間の暴力の防止のための予防啓発

5 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法等との役割分担の整理及び連携

- ・ 暴力被害者に対する整合性のある機動的な対応の担保という観点からの関係法律の役割の整理